

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度 地域包括支援センター運営業務委託

## 2 目的

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施する業務（以下「業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

## 3 職員体制

（1）次の資格を有する専門職員（以下「専門職員」という。）を鶴岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年鶴岡市条例第11号）及び鶴岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準及び員数を定める要綱（平成30年鶴岡市告示第333号。以下「要綱」という。）に定めるとおり配置し、その職員は専らその職務に従事する常勤の職員とする。

- ① 保健師その他これに準ずる者（地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師は含まない））
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者（福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者）

ここでいう、育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

- (ア) 主任介護支援専門員研修の受講予定日
- (イ) 助言を行う主任介護支援専門員（以下「助言担当者」という。）の氏名
- (ウ) 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）
- (エ) その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

- (2) 職員配置にあたり、次の事項に従うこととする。

常勤の職員の配置が著しく困難となった場合は、常勤換算法により算出した必要人員数の当該専門職員を配置すること。ただし、この措置は経過的なものとする。

#### 4 業務内容

法に掲げる以下の（1）から（7）までとする。

- (1) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

なお、当該事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の4第2項に規定される重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止めるとともに、必要に応じ、多機関協働事業につなぎ、関係機関と協働し支援を行うものとする。

- 1) 初期段階での相談対応
- 2) 専門的・継続的な支援
  - ア) 訪問による相談や情報収集
  - イ) 支援計画の策定
  - ウ) サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ
  - エ) 継続支援のためのモニタリング
  - オ) その他相談支援に関すること

- (2) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない、または、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

- 1) 成年後見制度の利用促進
    - ア) 成年後見制度普及の広報等
    - イ) 成年後見制度の利用に関する判断
    - ウ) 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援
    - エ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
    - オ) その他、成年後見制度の利用促進に関すること
  - 2) 老人福祉施設等への措置の支援
    - ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
    - イ) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
    - ウ) その他、措置に伴う支援
  - 3) 高齢者虐待への対応
  - 4) 困難事例への対応
  - 5) 消費者被害の防止
    - ア) 訪問による相談や情報収集
    - イ) 消費生活センターとの連携
    - ウ) その他、消費者被害の防止のための必要な支援
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携を図るとともに、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況等に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するために地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援、居宅サービス計画及び施設サービス計画、介護予防サービス計画の検証等を行うこと。
- 1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取組
    - ア) 関係機関との連携体制構築への取組
    - イ) サービス担当者会議開催支援
    - ウ) 入院・退院・入所・退所時の連携
  - 2) 介護支援専門員に対する個別支援
    - ア) 相談窓口の設置
    - イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
    - ウ) 介護支援専門員に対する情報支援
    - エ) その他、ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援
- (4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）  
(法第115条の45第1項第1号二)
- 適切なアセスメントの実施により、高齢者が抱える心身機能または生活上の課題を明確化し、その課題解決のための目標を設定し、その目標を達成す

るために必要なサービスを主体的に利用していけるよう、具体的なサービス計画を作成する。

その他の介護予防を目的とする事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、平成27年6月5日厚生労働省老発0605第5号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（令和7年7月17日一部改正）に従い行うこととする。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築を行うこと。

(6) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項及び第2項）

1) 地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議

介護サービス事業者や医療機関、民生委員・児童委員、自治会等の関係者との連携に努め、地域ケア会議の開催と運営するように努めること。

また、会議においては個別事例における課題の解決を通じて地域課題の把握を行い、開催した結果は所定の報告書を用いて市に報告すること。

2) 地域ケアネットワーク会議

地域ケア会議を通じて把握された地域課題を学区・地区社協、民生委員・児童委員、自治会等の関係者及び関係機関で共有化を図り、協議を経て、地域力の向上及び課題解決のための仕組みづくりに取り組むこと。

(7) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人の意思が尊重され、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として総合的な支援に取り組むこと。

1) 認知症初期集中支援推進業務

・認知症初期集中支援事業の相談・訪問支援、チーム員会議への参加等

2) 認知症地域支援・ケア向上業務

・認知症地域支援推進員の活動に関すること

・SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか・見守りシール

「どこシル伝言板」の相談、申請、利用者調査等

3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進業務

※上記（5）～（7）の業務の実施にあたっては生活支援コーディネーターとの連携協力により生活支援体制整備等の充実を図ること。

※上記（1）～（7）の業務の実施にあたっては、平成18年10月18日厚生

労働省老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号  
「地域包括支援センターの設置運営について」（令和7年7月17日一部 改正）及び一般財団法人長寿社会開発センターが発刊した「地域包括支援センター運営マニュアル4訂（令和7年10月）」に従い行うこととする。

※「(1) 総合相談支援事業」には、次の業務を含む。

- ① 福祉サービスの相談、申請代行、利用者調査
  - ・紙おむつ等購入費助成事業
  - ・あんしん見守りコール事業
  - ・日常生活用具給付事業
  - ・訪問型在宅介護サポート事業（必要時）
- ② 福祉サービスの相談、申請代行
  - ・外出支援サービス（らくらく移送サービス）事業
  - ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
  - ・訪問理美容サービス事業
- ③ 福祉サービスの相談、申請支援
  - ・転ばない生活支援事業
- ④ 福祉サービス対象者調査
  - ・認知症高齢者等見守りサービス事業
  - ・家族介護慰労事業
- ⑤ 対象者への周知及びイベント協力
  - ・家族介護者交流支援事業
  - ・つるおか聴こえサポート事業

## 5 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

## 6 担当圏域

市が指定する次のエリアを担当圏域とする。

第三学区、湯田川・田川地区

## 7 法令等の遵守

地域包括支援センターの運営にあたり、公正・中立性に配慮し、介護保険法のほか関係法令を遵守すること。

## 8 運営計画及び実績報告等

業務運営に関する提出事項及び収支予算等を提出するものとする。また、業務終了後、事業実績及び収支決算等別に定める様式（様式1号から3号）により

報告するものとする。

#### 9 緊急対応等

開設時間外の緊急的な相談に備え、対応手順を定めるとともに、緊急時の体制を整えておくこと。

#### 10 個人情報の取扱い

地域包括支援センター職員は、本仕様書に基づく業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 11 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備し、誠実に対応するとともに、再発防止に努めること。苦情を受けた場合には、その内容及び対応等について記録するとともに、速やかに市に報告し、指示を受けること。

#### 12 その他

- (1) 本仕様書に規定する事項で疑義が生じた場合、または、定めがないものについては、市と協議して決定するものとする。
- (2) 一体的に行われる次の事業については、以下のとおりとする。  
指定介護予防支援事業（法第115条の22）については、法の規定に基づく指定を受け、実施するものとする。